

100年先の森林づくりを実行し  
林業・木材関連産業を  
岐阜県の成長産業とするために

平成30年12月18日  
岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム

岐阜県知事

## 古田 肇 様

日頃より林業、木材関連産業の振興につきまして格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

私ども「岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム」は、持続可能な森林資源の恩恵を活かし、地域経済や社会の牽引者たらんことを目指して、川上から川下までの林業・木材産業関係者、学術、行政関係者により、森林を資源として、産業、文化が正の循環を果たす一助を担おうと設立されたものであります。

これまで会員企業や海外との連携により新製品、新技術の開発、導入を進め、ドイツ製の獣害防止資材の輸入や日本の気候に適応した林業作業用防護服の開発などの成果をあげています。

今年度からは新たに、県が進める100年先の森林づくりをより一層推進するため、主伐、再造林を促進する大径材の高付加価値化、早生樹の試験植栽に加え、激化する獣害被害に対応するため、林業者自らが狩猟者になるための研修や、新たな捕獲方法の検証など捕獲対策の強化に取り組んでいます。

一方、国においては、森林経営管理法が成立し、その財源として森林環境譲与税（仮称）が確保され、市町村が主体となる森林整備の強化が方向付けられました。これまでの林務行政に大きな変革を促すものであり、適時的確に対応していくためには、市町村の体制整備に加え、森林技術者の確保が急務であります。

このように課題が山積する中、コンソーシアムでは、100年先の森林づくりを見据え、林業・木材関連産業を成長産業にすべく鋭意取り組んでまいります。これにより2015年の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」における、生物多様性の損失阻止や森林の持続可能な管理などの目標達成に貢献したいと考えておりますので、引き続き、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年12月18日

岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム

理事長 涌井 史郎

# 要 望 項 目

## 1. 人材の育成と活用

### (1) 市町村林業行政等への支援強化

近年、地域の森林管理における市町村の役割は増大していますが、市町村では、厳しい財政環境の中、職員数を削減せざるを得ず、特に森林部門に専門職員を配置することは極めて困難な状況です。

とりわけ、次年度から施行される森林経営管理制度では、実施主体となる市町村や委託先となる森林組合等の体制が十分ではなく、また、市町村主体による森林管理と従来の県補助制度に基づく森林管理と、情報の二元化による混乱が予想されます。

このような状況の中、県では森林総合監理士や林業普及指導員等による支援に加え、平成29年度より「岐阜県地域森林監理士」の認定制度をスタートさせ、体制を強化しているものの、始まったばかりで十分な人員が確保されてはいません。

こうしたことから、地域の森林・林業を熟知し、主体的に市町村の林政に係わる人材の育成・確保、並びに、適正な情報の管理が必要であり、以下の項目を要望します。

- 地域の森林づくり・森林管理に必要な専門的知識を有した人材として、県が認定する「岐阜県地域森林監理士」の継続的な養成及びその活用支援制度にかかる予算の確保
- 市町村・森林組合等の体制整備について支援すること
- 市町村が主体となった森林管理と、県による森林管理に関する情報を県の森林GISにより一元化し、県と市町村との情報の共有を図ること

### (2) 森林・林業に対する県民理解の醸成

森林を次の世代に健全な姿で引き継いでいくためには、多くの県民が森林・林業の重要性を理解し、森林づくりや木材の利用に関わっていくことが重要です。

県では、これまで「森と木との学び」（ぎふ木育）を推進するため、次代を担う子どもたちを中心に「緑と水のこども会議」等を通じて県民理解の醸成を進めていますが、全県的な広がりには至っていない状況であり、一般県民を含めたさらなる取組みが必要です。

こうしたことから、以下の項目を要望します。

- 中核施設である「木のふれあい館(仮称)」や「森林総合教育センター(仮称)」の早期整備

### (3) 担い手育成に関する予算の確保・施策の推進

日本は人口減少社会に突入しており、岐阜県においても2000年と2045年を比較すると、生産年齢人口は64万人の減少（46%減）と推計される中、県内の森林技術者は1,000人を切っており、担い手の確保は喫緊の課題となっています。さらに林業においては死傷事故が多発しており、林業労働災害の防止対策は担い手の維持・確保のために不可欠なものです。

こうした中、県では「緑の雇用」新規就業者育成推進事業、林業担い手育成事業等の実施に加え、今年度新たに「森のジョブステーションぎふ」を開設し、技術者の育成・確保に努められていますが、旺盛な木材需要に対応できる生産体制の構築や、さらに次年度から始まる森林経営管理制度に的確に対応していくためには、担い手である森林技術者の安心で安全な労働環境整備等、担い手対策の一層の強化が必要です。

こうしたことから、以下の項目を要望します。

- 林業担い手育成事業の予算確保
- 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業、現場技能者キャリアアップ対策の予算確保のための国への働きかけの強化
- 「森のジョブステーションぎふ」による人材確保の推進
- 県内大学、高校生等に対する林業・木材関連企業の説明機会の創出
- 外国人研修制度の林業分野での活用に係る調査研究への支援
- 林業労働災害防止のための欧州型労働安全衛生教育施設の整備

## 2. 森林整備及び木材生産の推進

### (1) 間伐・主伐・再造林の推進

人工林の半数以上が10 齢級(46 年生)以上の主伐期を迎える中、持続的な森林経営のためには、主伐と確実な再造林により、齢級構成を平準化していく必要があります。

こうした中、県では、再造林に対する嵩上げや効果検証プロジェクトを推進され、コンソーシアムにおいても、早生樹の生育調査等に取り組んでいるところです。

しかしながら、再造林の確実な推進には、花粉症への対策や低コスト化のためのコンテナ苗等が必要ですが、十分に供給されていません。

また、今夏の台風による倒木被害が、新たな災害の起因となる恐れがあるほか、作業効率の低下を招いており、倒木除去が喫緊の課題となっています。

これらのことから、以下の項目を要望します。

- 主伐後の再造林及び保育を確実に実施するための予算の確保
- 花粉症対策品種のコンテナ苗の増産・確保及び裸苗の生産確保
- コウヨウザン等の早生樹（用途：建築、家具、バイオマス等）の検証事業の推進
- 計画的森林整備を行うための年度当初からの国森林整備予算の確保等 国への要望の対応
- 県有林、公社林及び市町村有林における主伐等の素材生産施策の推進
- 台風、雪害等による倒木処理に関する支援の強化

### (2) ニホンジカ等による森林被害防止の総合的な対策の充実

全国的にニホンジカによる食害が急増し、林業経営意欲の減退を招いているのに加え、林床植物が衰退し、土壌の浸食による森林の荒廃等、森林の持つ多面的機能の低下が進み、生物多様性保全の観点からもニホンジカ等による森林被害防止対策は、喫緊の課題となっています。

こうした中、コンソーシアムでは、欧州製獣害防護資材の輸入、林業者自らが狩猟の担い手となるための研修等を実施していますが、ニホンジカによる森林被害の解消に向け、防備対策、捕獲対策をより一層強化していく必要があることから、以下の項目を要望します。

- 森林・環境税での対応の強化など予算の確保
- 新たな捕獲技術の調査研究を行うとともに、講習会等により効果的な捕獲技術の普及活動
- 分布拡大、被害状況を把握する手段として、被害や発情声等の情報収集の手段の検討
- 捕獲数を増やすために、獣肉等の有効活用の推進及び個体の土中埋設処理等処分方法の簡素化の検討
- ニホンジカの駆除捕獲のための許可手続きの簡素化
- 深刻な被害の現状、被害防除対策の必要性等について、広く県民の理解が必要であることから県のホームページや広報誌等を通じての普及啓発活動の強化

### (3) 木材生産の効率化

合板工場等の立地により木材の需要は増大しており、旺盛な木材需要に応えるためには一定規模以上の主伐が必要ですが、森林の所有構造が零細なうえ、不在村森林所有者も多く、所有者の特定や取りまとめに時間を費やし、木材生産の効率化の障害となっています。

また、木材生産の低コスト化には、作業道・林道等の路網の整備、高性能林業機械の導入が不可欠です。しかし、現在稼働中の機械の中には高額なため容易に更新できず10年程稼働しているものもあります。加えて、大型トラックが通行できない林道があるため、中間土場を設けて、大型トラックに積み替えて輸送せざるを得ない状況にあります。

こうしたことから、以下の項目を要望します。

- 森林施業の実施に向けた集約化の推進対策
- 森林簿情報の開示の緩和措置
- 集約化のための航空レーザー測量データの公開及び県・市町村等が統合運用可能なデータ処理ソフト開発及び機器に対する支援
- 高性能林業機械の導入及び更新に対する支援
- 大型車の通行できる幹線的林道の整備促進
- インフラ長寿命化基本計画に基づく既存林道施設の調査点検・補修に要する予算確保のための国への働きかけの強化
- 路網整備に不可欠な作業道の維持管理に要する予算の確保及び制度の拡充

### 3. 木材産業の活性化

#### (1) 木材の安定供給及び、製材工場の体制強化

来年2月発効予定の日欧EPAによる合板等の関税の段階的撤廃に伴い、価格の下落が危惧されております。

小規模・零細な製材工場が多い本県の製材業は大きな転機を迎える中、企業努力での対応に限界が来ていることから、全国一の工場数を有する製材業の健全な発展のため、以下の項目を要望します。

- 小規模・零細な既存製材工場の県産材丸太の安定供給及び、販路拡大や競争力強化支援策の拡充
- 県内で利用される製材品や木製品にあつては、県内で生産から加工まで一貫して製造されたものを優先的に使うなど、県内木材産業の一層の育成
- 来年2月発効予定のEPAにより木材産業に影響が出ることはないよう一層の支援強化の国への働きかけ

#### (2) 多様な分野への木材利用の推進

木材はこれまで、住宅分野の柱材や構造用合板に利用されてきましたが、将来的な人口動態を見据えれば新設住宅着工戸数の増加は見込みにくい状況にあります。

そうした中、多様な分野への木材利用を推進しようと、コンソーシアムにおいても非居住系店舗等の木造化による新たな市場開発に取り組んでいるところです。

公共建築物はシンボル性と高い展示効果があり、公共建築物を木造等で建築すること、また住宅や職場などの県民から身近な所での県産材利用を促進することにより、木材利用の重要性や木の良さへの理解を深めることが期待されます。

こうしたことから以下の項目を要望します。

- 県庁舎再整備、「木のふれあい館(仮称)」における、内装材、外装材、壁・床材等の構造材に一般製材品等を活用した県産材利用の推進

- 東京オリンピック・パラリンピック関連施設への県産材利用活動の強力な展開
- 「木の香る快適な教育施設等整備事業」、「ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業」など公共建築物等の木造化・内装木質化を支援するための予算の確保
- 農林水産・商工業施設等における県産材利用の促進
- 大型商業施設の木造化、内装木質化の促進
- 市町村に対するJAS製材品の利用促進の働きかけ
- 住宅、オフィス家具等への県産材等の利用推進
- 産直住宅をはじめとする県産材住宅の建設促進のための支援強化

### (3) 新製品・新技術の開発促進

近年、大型製材工場等の整備によりスギ一般材の需要は旺盛であるものの、スギの高級材やヒノキ材の需要は低迷しています。また、森林の成熟に伴い、大径材の生産が増加していますが、製材工場の加工能力や製品の用途が限定されており、価格が低迷しているのが現状です。

このため、コンソーシアムでは、スギ大径材の高付加価値化に向けた用途拡大に取り組んでいますが、今後、こうした取組みをより一層拡大していくため、以下の項目を要望します。

- 大径材利用拡大のための技術開発及び生産施設への支援
- 県産材等を利用した新製品・新用途開発に対する支援
- ブロック塀の倒壊による事故を防止するため、高耐久性木塀の開発支援